

山形県科学技術奨励賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手研究者の研究意欲の向上を図るとともに、将来の研究者の確保に資することを目的として、山形県表彰規則（昭和24年4月県規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、科学技術に関して優れた研究成果をあげた若手研究者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 本表彰は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 本県内において科学技術の研究開発に従事しているもしくは従事したことがある当該年4月1日現在において40歳未満の者
- (2) 次のいずれかに該当し、県内産業の振興及び県民生活の向上に資する研究成果をあげた者
 - イ 技術開発に関し、優れた研究成果をあげた者
 - ロ 新しい現象、有用物質の発見、有用品種の育成等を行った者
 - ハ 新しい理論解析、実験手段、測定方法等を創案した者
 - ニ 有用データの収集、解析、評価を行い、優れた結果を得た者
- (3) 山形県表彰規則第3条の2に該当しない者

(推薦手順)

第3条 市町村、大学、企業等の長は、表彰該当者があると認めるときは、別記調書により、知事に推薦するものとする。

2 自らが表彰に該当すると思われる者は、前項の規定に準じて自薦するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者は、一の年度につき原則として3名以内とする。

2 山形県表彰審査委員会への諮問に当たっては、外部有識者の意見を添付するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞（記念品及び研究奨励金）を授与してこれを行う。ただし、表彰者が山形県職員の場合は、研究奨励金を授与しない。

(事務局)

第6条 本表彰に係る事務局は、工業戦略技術振興課に置く。

附 則

この要綱は、平成14年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別記様式

山形県科学技術奨励賞調書

推薦者

氏名 _____

住所 _____

電話 _____

1 受賞候補者について

| | | | | | |
|--|---------|-------------|----------------|--------------|----|
| フリ 氏名 | ガナ 名 | 男 ・ 女 | 平成 昭和 (満 | 年 月 日生 | 歳) |
| 所 属 | | | | | |
| 役 職 名 | | | | | |
| 現 住 所 | | | | | |
| 本 籍 | | | | | |
| 最終学歴 | | | | | |
| 学 位 | | | | | |
| 専門分野 | | | | | |
| 所属学会 | | | | | |
| 主な受賞歴 | | | | | |
| 研究履歴及び主な研究テーマ (在籍した研究機関毎に主な研究テーマを記載してください。) | | | | | |

2 研究成果内容・推薦理由

| |
|--|
| (1)研究成果名 |
| (2)研究成果要約 (200～300字程度) |
| (3)具体的研究成果 (箇条書きで記載してください。参考資料がある場合には添付してください。) |

(4)推薦基準 (該当項目に印をつけてください。)

- ① 技術開発に関し、優れた研究成果をあげた者
- ② 新しい現象、有用物質の発見、有用品種の育成等を行った者
- ③ 新しい理論解析、実験手段、測定方法等を創案した者
- ④ 有用データの収集、解析、評価を行い、優れた結果を得た者

(5)推薦理由

(箇条書きで記載してください。参考資料がある場合には添付してください。)

3 著書、論文、発表、特許

(主要なものについて記載してください。論文についてはコピーを添付してください。)

4 自薦の場合の実績証明者 (2名以上記載すること)

| | | |
|---|-----|--|
| 1 | 氏名 | |
| | 所属 | |
| | 役職名 | |
| | 連絡先 | |
| 2 | 氏名 | |
| | 所属 | |
| | 役職名 | |
| | 連絡先 | |
| 3 | 氏名 | |
| | 所属 | |
| | 役職名 | |
| | 連絡先 | |